

## 介護分野就職支援金手続の流れ

●申請～就職支援金交付・返還猶予決定

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
直近の離職日から、介護職員等として就労する前日まで	栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに「 <b>届出書（兼求職登録票）</b> 」及び「 <b>就職支援金貸付利用計画書（別記様式第2号）</b> 」を提出。 「福祉のお仕事」の届出制度に Web 登録を行う	（福祉人材・研修センターでは、無料職業紹介事業を行っております。就職先の紹介・あっせんもしていますので、ご活用ください。）
内定次第	栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに内定（決定）した事業所名、就業開始日、勤務形態等を連絡。	
就職後（3ヵ月以内）	以下の書類を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。 ① <b>貸付申請書（別記様式第1号）</b> ※保証人・生計を一にする家族の所得証明を添付すること。 ② <b>介護職員初任者研修以上の研修の修了証の写し</b> ③ <b>住民票（世帯全員分、マイナンバー不要、発行から3か月以内）</b> ④ <b>業務従事証明書（別記様式第3号）</b> ※就業先に証明を受けること。	
		<b>締切後、審査・貸付決定</b> 貸付決定通知書を送付
指定の提出期限まで （貸付決定から約3～4週間程度）	以下の書類を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。 ① <b>借用証書（別記様式第4号）</b> 借用証書に <b>収入印紙</b> を貼付すること。 ② <b>振込口座届出書（別記様式第5号）</b> 通帳写し等口座情報が分かるものを貼付する。 ③ <b>借受者・保証人の印鑑証明書</b> ④ <b>返還猶予申請書（別記様式第9号）</b>	

借用証書提出期限から約3～4週間後		<b>就職支援金交付（一括）</b>
		<b>返還猶予決定</b> 返還猶予決定通知書を送付

- 届出書及び就職支援金利用計画書の様式については、栃木県社会福祉協議会のホームページ (<https://tochigikenshakyo.jp/pages/37/>) からダウンロードできます。
- 届出書及び就職支援金貸付利用計画書の提出については、福祉人材・研修センター窓口又は県内各ハローワーク（宇都宮を除く）での「福祉のお仕事出張相談」窓口にご越してください。
- 提出された申請書等に不備があった場合は、貸付決定や就職支援金の交付が遅れることがあります。予めご了承ください。

●返還猶予決定後～返還免除

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
毎年4月	「 <u>業務従事証明書（別記様式第3号）</u> 」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	<b>就業状況を確認</b>
2年間、引き続き介護等職員として従事後	「 <u>返還免除申請書（別記様式第11号）</u> 」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	
		<b>返還免除決定</b> 返還免除決定通知書を送付 借用証書を返還

- 各種手続詳細については、貸付決定時にご案内する「介護分野就職支援金貸付の手引」をご覧ください。